

届いていますか？

マイナンバー「通知カード」



郵便局から戻された「通知カード」は役場で保管しています

通知カードがまだ届いていない方へ

郵便局から戻された「通知カード」は、役場町民課で保管しています。「通知カード」を受け取るには、役場町民課へ来ていただかなければなりません。「通知カード」がまだお手元に届いていない方は、役場町民課町民係へお問い合わせください。



マイナンバーに関するお問い合わせ先

- 総務省フリーダイヤル（年末年始を除く）
日本語窓口 ☎0120-95-0178
外国語窓口 ☎0120-0178-26
受付時間 平日 9:30~22:00
土日祝日 9:30~17:30
- 浦河町役場町民課（年末年始を除く）
☎0146-26-9001



こんな場面でマイナンバーを使います

平成28年1月以降、次のような場面などでマイナンバーを使います。



- 会社の給与や扶養に関する手続きをするとき
- パートやアルバイトの勤務先に
- 児童手当の申請や現況届を提出するとき
- 健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度などの手続き
- 生活保護や障がい者福祉に関する申請をするとき
- 所得税などの確定申告のとき（平成29年2月16日~3月15日の申告から必要になります）
- 中長期在留者や特別在留者など、外国人の方も税や社会保障の手続きなどにマイナンバーを使用

「個人番号カード」は申請された方に交付されます

写真付きの「個人番号カード」を申請された方には、平成28年1月以降順次「個人番号カード」の交付通知書が届きます。



■受取りに必要な持ち物

交付通知書が届いたら、次のものをご持参のうえ、役場町民課で「個人番号カード」をお受け取りください。

- ①交付通知書 ②保管されている「通知カード」
- ③印鑑（シャチハタなどのスタンプ印は不可）
- ④写真付きの本人確認書類（ない場合は健康保険証、年金手帳など2点）
- ⑤住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- 代理人が受取りに来られる場合は、事前にお問い合わせ願います

■受取りの際、暗証番号の設定が必要です

- ①暗証番号（数字4ケタ）の設定が必要です
 - ②「署名用の電子証明書」が必要な方は、①のほかに英数字6文字以上16文字以下の暗証番号の設定が必要です（英字は大文字のAからZまで、数字は0から9までのいずれも1つ以上が必要）
- ※暗証番号は事前に考えておいてください。

個人番号は今後、様々な場面で一生使うものです。写真付きの「個人番号カード」を申請されていない方は、「通知カード」を大切に保管してください。